

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

1 日 時

令和6年12月10日（火） 午後0時59分から
午後3時36分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

麻生栄作、阿部長夫、岡野涼子、嶋幸一、福崎智幸、守永信幸、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 渡辺淳一、企画振興部長 若林拓、議会事務局長 小石昭人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

（1）第108号議案のうち本委員会関係部分、第109号議案、第110号議案、第111号議案、第112号議案、第121号議案のうち本委員会関係部分及び第122号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

第2号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。

（2）第118号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと土木建築委員会に回答することに全会一致をもって決定した。

（3）請願7の処理結果について、執行部から報告を受けた。

（4）大分県公共施設等総合管理指針の改定について、新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について、新たな大分県海外戦略の策定について、ツール・ド・九州について、大分トリニータのシーズン結果について、ホーバークラフトの就航について令和6年度九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムについて及びバス無料デーについて、執行部から報告を受けた。

（5）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

（6）閉会中の委員会開催について、令和7年1月23日に開催することを決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	秋本昇二郎
政策調査課調査広報班	主任	江川亜美

総務企画委員会次第

日時：令和6年12月10日（火）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～14：30

(1) 付託案件の審査

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(土木建築委員会、文教警察委員会へ合い議)

第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について（報第46号）

②新たな大分県海外戦略の策定について

③ツール・ド・九州について

④大分トリニータのシーズン結果について

⑤ホーバークラフトの就航について

⑥令和6年度九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムについて

⑦バス無料デーについて

(3) その他

3 総務部関係

14：30～16：00

(1) 合い議案件の審査

第118号議案 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について（付託：土木建築委員会）

(2) 付託案件の審査

第2号報告 令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）

第108号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）

第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

第122号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(土木建築委員会、文教警察委員会へ合い議)

第110号議案 当せん金付証票の発売について

第111号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について
(福祉保健生活環境委員会に合い議)

第112号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について
(福祉保健生活環境委員会に合い議)

(3) 請願処理結果の報告

請 願 7 学費と教育条件の公私間格差をなくすために私立高校生の負担の軽減と教育環境の充実を求める請願

(4) 諸般の報告

①大分県公共施設等総合管理指針の改定について

(5) その他

4 議会事務局関係

16：00～16：10

- (1) 付託案件の審査
第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）
- (2) その他

5 協議事項

16:10～16:20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

麻生委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

次第により進行します。本日は、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案7件、報告1件及び土木建築委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

それでは、第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する土木建築委員会及び文教警察委員会に合議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

若林企画振興部長 麻生委員長をはじめ委員各位におかれては、平素より御指導をいただき誠にありがとうございます。

また師走の御多忙の中の御審査、誠に恐縮です。まず、私から概括的に説明します。本日の議案2件ですけれども、1件目の第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、旅券法施行令の一部改正に伴い、オンライン申請にも対応した手数料に改めるためのものです。

2件目の第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）については、ガソリンなどの燃料費に関して、国の価格激変緩和措置の動きと歩調をあわせ、地域交通事業者への上乗せ助成を継続するためのものです。

そのほか、諸般の報告として7件お願いしていますが、報第46号新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子については、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。このほかツール・ド・九州、大分トリ

ニータ、ホーバークラフトなどについて報告します。

それでは、所属長より詳細を説明させますので、よろしくお願いします。

田吹国際政策課長 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。資料2ページを御覧ください。

旅券法施行令の一部改正に伴い、一般旅券申請手数料を改正するものです。

1の現状・経緯についてですが、現在旅券の切替え申請については、マイナポータルからのオンライン申請を全都道府県で受け付けています。令和7年3月24日以降は、新規申請についてもオンラインでの申請受付が全国で開始される予定です。これに伴い、旅券法施行令で定める都道府県分の旅券手数料の標準額が改正されます。

施行令の改正内容については2にあるとおり、現在、書面申請とオンライン申請の区別なく、都道府県手数料の標準額は2千円となっていますが、令和7年3月24日以降は書面申請が2,300円、オンライン申請が1,900円に変更されます。

今回の条例改正の概要については3にあるとおり、これまでも標準額どおりに手数料を設定していることを踏まえ、旅券法施行令で定める標準額での改正を予定しています。また、施行日は政令の施行日にあわせ、4のとおり令和7年3月24日を予定しています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これで質疑を終わります。なお本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

田原地域交通・物流対策室長 第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、企画振興部関係について説明します。資料の3ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下の合計（①+②）にあるとおり、今回1億190万8千円の増額をお願いするものです。左から2列目の既決予算額（A）の一番下の58億9,564万1千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）+（B）は59億9,754万9千円となります。

次の4ページをお開きください。

これまでの交通事業者への燃料価格高騰に対する支援については、国の激変緩和対策にあわせ、県でも令和4年の6月補正にて乗合バス・タクシー事業者に対して、燃料価格高騰前と高騰後の価格差の4分の3を上限に補助を行ってきました。国は今般、支援を継続する経済対策を決定し、現行の燃料価格激変緩和補助金が11月末まで継続され、重点支援地方交付金が地方へ新たに措置されることとなりましたので、県としても令和6年5月から11月分に遡って緊急支援を継続したいと考えています。

12月以降の支援については、国の動向を見極めながら対応を改めて検討する予定です。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 この手続きは、どのような形になりますか。

田原地域交通・物流対策室長 タクシー会社、バス会社が燃料の領収書を取っておいて、それを提出し確認した上で支払うこととしています。

猿渡委員外議員 個人タクシーも同じですか。

田原地域交通・物流対策室長 同様です。

猿渡委員外議員 手続をなるべく簡素化して、

使いやすくなるようにしていただけるとありがたいと思うので、よろしくお願いします。

田原地域交通・物流対策室長 どのような形が一番、事業者にとってやりやすいかを改めて検討します。

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお本案の採決は、議会事務局関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。まず、①と②について説明をお願いします。

工藤おおいた創生推進課長 報第46号新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について説明します。資料5ページを御覧ください。

1の戦略策定理由等についてですが、現行の第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略が本年度で最終年度となることから、今回新たに総合戦略を策定するものです。

新たな総合戦略は、先般策定した大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の中から、地方創生に関連する施策を集中的・重点的に推進するための計画として策定するもので、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、大分県の地方創生に関する施策についての基本的な計画となります。計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間です。

続いて2の成果と課題ですが、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略では68の重要業績評価指標を設定し、関連する具体的な施策に取り組んできた結果、令和5年度末時点で、約9割の指標でおおむね目標を達成しています。しかしながら、人口の面では大変厳しい状況にあり、資料一番下の大分県人口ビジョン案の1現状及び人口推計に記載のとおり、2035年には総人口が100万人を割り込む推計がなされています。

2の成果と課題にお戻りください。最近の人口動態の分析では、この5年間の社会減は約6千人です。これを年齢区分別に見ると15歳か

ら24歳までの人口が約9千人と大幅に減少しており、若者及び女性の流出抑制が急務となっています。また当分の間、総人口や生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材の活躍や地域の持続的発展も喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、新たな総合戦略では特にこの5年間で早急に対策が必要な若者・女性の呼び込みと定着、多様な人材の活躍等による担い手の確保、地域の持続的発展を三つの重点課題に掲げ、3の戦略の政策体系に記載の四つの柱で取組を進めます。

第1の柱は、ひとです。県民全てが輝き、一人一人の希望が叶う社会を構築するため、子ども・子育て支援や生涯を通じた健康づくり、女性活躍等の取組を充実させていきます。

第2の柱は、しごとです。力強い産業を育て、働きがいのある仕事を生み出すため、新たな雇用と活力を生む企業立地や産業集積を推進するとともに、DX等を活用した生産性の向上、農林水産業の成長産業化等に取り組めます。

第3の柱は、まちです。暮らしの豊かさを実感できるよう、魅力的な地域づくりを進めます。また強靱な県土づくりはもとより、デジタル技術等の活用により住民の利便性向上を図るなど、地域の持続的発展を目指します。

これらの三つの政策分野を充実させつつ、その効果を一層高めるため、今回新たに、ひとやものの流れを第4の柱に加えています。あらゆる活動の基盤となる広域交通ネットワークの充実をはじめ、観光誘客の促進等による交流人口の拡大、若者・女性を中心とした社会増につながる移住促進等に力を入れていきます。

人口減少の流れを変えることは容易ではありませんが、引き続き市町村とも緊密に連携しながら粘り強く取り組むことで、資料一番下の大分県人口ビジョン案の2目指すべき将来の方向性に記載しているとおり、2035年に100万人の維持を目指したいと考えています。

今後のスケジュールについてですが、素案作成後、議員の皆様からの御意見に加え、パブリックコメントによる県民意見の募集、市町村からの意見聴取をすることとしています。いた

いたこれらの意見を反映した上で、来月に予定されている総務企画委員会で改めて説明したいと考えています。その後、委員の皆様御意見を反映した最終案を取りまとめ、第1回定例会で提案したいと考えています。

田吹国際政策課長 新たな大分県海外戦略の策定について説明します。資料7ページを御覧ください。

まず資料の左上、1戦略策定の趣旨です。大分県海外戦略は平成23年5月の策定以降、大分県長期総合計画に基づき、本県の海外施策の取り組むべき方向性を示す羅針盤として、おおむね3年ごとに見直しを行いながら策定してきました。

令和5年には農林水産物輸出額や訪日外国人旅行者の県内消費額、県内で就労する外国人数で過去最高を更新するなど、一定の成果を上げているところです。現行戦略が令和6年度末で終期を迎えることから、これまでの成果や本県を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、大分県長期総合計画が目指す、共生社会おおいた、選ばれるおおいたの実現に資する新たな海外戦略を策定します。

右側の2戦略の性格・期間についてですが、本戦略は大分県長期総合計画を達成するための部門計画として位置付け、期間は令和7年4月から令和10年3月までの3年間とします。

策定にあたっては資料中段の左側にあるとおり、本県を取り巻く情勢の四つの変化を読み取り、必要な戦略・施策を構築していきます。国際情勢は刻一刻と変化しており、世界経済の不確実性が高まるとともに、急速な人口減少により国内市場が縮小しています。そのような中でも、近年の円安進行は輸出拡大やインバウンド増などの好機であり、リスクを逆手にとり成長のエンジンに転換していくことが重要です。また、各国で人材獲得競争が激化する中、外国人材から選ばれる県となるための取組や増加する外国人住民への対応など多文化共生社会の実現が一層求められています。

こうしたことを背景に、次期戦略では世界から選ばれるおおいた～海外への挑戦と多文化共

生社会の実現～を基本目標に掲げ、その右側の基本目標達成後のイメージにあるとおり、ものづくり産業の海外展開や県産品の輸出促進など、海外に積極果敢に挑戦し、外国人材も含め成長する海外市場を獲得、本県産業の成長につなげていきます。また、本県において多文化共生社会の実現に向けた取組を進め、さらに世界から選ばれる好循環のサイクルを形成していきます。

右側の5ターゲット国・地域の基本的な考え方については、国や地域によって市場ニーズや規制の状況は様々であり変動も激しいことから、各国・地域の市場動向を的確に把握し、本県の分野ごとの強みや成長段階に応じたベストミックスにより、戦略的に対策を実施していきます。

これらの基本的な考え方を基に、その下にあるとおり、新たな海外戦略は四つの戦略、15の施策で構成します。

戦略1 海外の成長市場を取り込むでは、企業の海外展開支援と企業誘致の推進、県産品の輸出促進やインバウンドの推進、それらを強力に後押しするため、海外県人会や留学生OB・OGとの連携など、海外ネットワークの強化に取り組めます。

戦略2 外国人材の活躍促進では、現地キーパーソンの確保など海外現地での体制づくりや本年10月にインドネシアとMOUを締結した介護分野における受入体制の強化を進めます。また、外国人材の獲得には欠かせない視点である就労環境整備への支援など、魅力ある働く場づくりに取り組めます。

戦略3 多文化共生社会の実現では、外国人支援団体と連携した多文化共生のモデル構築に取り組むとともに、日本語教育や相談体制の充実など、コミュニケーション支援や生活支援を充実していきます。また留学生等の県内就職、起業などを支援し、県内定着を促進していきます。

これらの戦略を推進するための土台として、戦略4 国際交流とグローバル人材の育成・活用を位置付け、技術や芸術文化・スポーツなど様々な交流を進めるとともに、グローバル人材の育成・活用にも取り組めます。

最後に策定のスケジュールですが、今月中に

素案を作成し、年明け1月から素案のパブリックコメントを実施し、意見を反映した上で3月に本委員会にて成案を報告したいと考えています。

麻生委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

阿部副委員長 戦略1の(3)海外誘客(インバウンド)の推進の中で、戦略パートナーと連携した誘客とあるんですけど、戦略パートナーという人、団体かもしれませんが、どう連携するのか。連携の仕方は委託なのか。どういった予算をどれくらいかけているのか。定期的に交流をするのか、戦略パートナーの位置付けとか、それをどう利用しようとしているのか。そこら辺を詳しく教えてもらえますか。

田吹国際政策課長 戦略パートナーは観光局になるんですけど、こちらが九つの国と地域にそういうパートナーを設定して、今インバウンドと一緒に取り組んでいます。こちらについては、戦略パートナーと連携した現地の市場動向とか、あとは先方でのPRとか、そういった効果的な誘客の推進を行っています。

団体客向けには、商談会やセミナーの開催、あとは現地旅行会社等の招聘、訪日教育旅行の誘致等を行い、また個人旅行向けにはオンライン旅行サイトへの観光情報の掲載とか、あと現地のインフルエンサーの活用といったところで連携しています。

阿部副委員長 それは無料ですか。予算的には。

田吹国際政策課長 すみません、委託契約をしています。

守永委員 今の部分と関連しますが、国際線誘致と書かれていますが、これまでも様々な国際線誘致に取り組んできた状況があるわけです。今後どういった方向で、どの国に対してというのが具体的にあれば教えてください。

田吹国際政策課長 国際線の方は……

麻生委員長 では、幸野交通政策企画課長。

幸野交通政策企画課長 ありがとうございます。

国際線誘致ですけど、インバウンドの回復を経て、いろんな国にチャレンジしたいと思っています。まずはターゲットとして韓国に力を入

れて、今年度チェジュ航空がデイリー化できる
ところ です。

8月に行った台湾プロモーションの際にも、
国際線誘致の活動もしましたし、その他の国に
ついて、これから地方空港で競争にはなるん
ですけど、いろんな地域をターゲットにしてい
くので、それらの状況を見ながら。また空港の
拡張工事を今やっているの、その拡張工事の
状況を見ながら次の国、新たな国にチャレンジ
していこうと思っています。

守永委員 ありがとうございます。

様々な国際線を誘致しながら、それによって
大分空港の利用者を増やしていくことになる
と思うんですけど、やはり250万人を目標にす
ることでもいいのでしょうか。もっと目標を上げ
ることもあるのでしょうか。

幸野交通政策企画課長 宇宙港将来ビジョンの
中で令和14年度に260万人を目指していま
すが、今年度に策定した新たな大分県長期総合
計画では、令和15年度に264万人を目指し
ていきたいと考えています。（「はい、ありが
とうございます」と言う者あり）

麻生委員長 ほかにないですか。じゃあ、私か
らも何点か。もう答弁は結構ですから、指摘だ
けしたいと思います。

まず、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦
略案の中で、3戦略の政策体系のまちの部分に、
暮らしの豊かさを実感でき……という表記があ
るんです。暮らしの豊かさは、ある意味、時間
と空間の豊かさを実感できるかどうかにかかっ
ているわけですが、その時間と空間の豊かさは、
まちだけではなく、ひとにも、しごとにも、ひ
とやものの流れにも全てにかかってくるわけで、
そういう意味で時間や空間の豊かさや安心を実
感できる大分県という部分が戦略としても非常
に重要なところだと思うので、そこを何らかの
表現をしていただくことを求めたいと思います。

それから、新たな大分県海外戦略に3年間の
目標期限がある中で、ターゲット国と地域の基
本的な考え方も示され、その下の戦略3の（1）
に相互交流・理解の促進とあり、それが相互交
流なくして実現できないわけですから、3年間

の期限の中でターゲットを絞って、しかも相互
交流できる、大分県の人が行くことが重要にな
ってくるわけです。

そういう中で、例えば国際線一つ取って見て
も相互交流という意味では、福岡空港を使う人、
あるいは宮崎空港、熊本空港から海外に乗り継
いで、トランジットで行かれる方、そして大分
空港からまた仁川空港を経由して行く方、そう
いったことを絞っていくと3年間でできること、
しかも相互交流、常に行き来ができることを考
えれば、LCCも含めてかなり絞られてくる気
がしています。そういった部分をもっと絞って、
より具体的に実態を把握した上で戦略を構築し
ていくこともとても大事ではないかと。そうい
う意味では戦略1の（4）にある、海外県人会、
留学生OB・OG等との連携強化の部分で、民
間の方々がそういう相互交流をやる場合に、公
表できる連絡先のリストといったものを県とし
てどれだけ準備しているかがポイントになって
くると思うので、そのことも指摘しておきます。

特に今年、モンゴルに大分空港発着の直行便
で行った際に、モンゴルにはAPUの卒業生が
600人いて、そのうち150人が毎年12月
に交流会で集まっている事実がある中で、国際
線の直行便を全く知らなかったと彼らが言っ
ていました。そういうリストとそれを公表して県
民みんなが情報共有できるような仕組みづくり
が求められていることを指摘したいと思います。

委員の皆さん、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはあ
りませんか。

猿渡委員外議員 今のまち・ひと・しごと創生
大分県総合戦略の部分です。ひとの部分で一人
一人の希望が叶うということなんですけど、私は
決算特別委員会でも言ったんですけど、個人事
業主や起業された方、家族経営でやっている方
の出産や子育て、仕事を続けながら出産や子育
てをする視点だとか、その点をここに考えてい
ただけたらと思います。

それともう一つ、多様な人材の活躍が強調さ
れているのですが、障がい者の働く場はかなり

増えてきているとは思いますが、障害者手帳を持っていないけど病気を持っている方については、なかなか働く場がないし、そういう機会もない。自分にあった無理のない形で働きたいけれども、そういう場がないとの声が私のところにも寄せられています。山梨県が難病の方を県職員として採用したというニュースがあったんですが、難病の方もそうですし、難病指定されてないけれども病気をもっているとか、そういう方についても人材不足の中で、何らかの形で本人が希望する、働きやすい環境づくりが必要ではないかと。その点も考慮いただければと思いますが、いかがでしょうか。

工藤おおいた創生推進課長 ありがとうございます。

これから素案を作成していきますけど、そういった意見もしっかり担当部局に伝えて、盛り込んでいければと思っています。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

麻生委員長 ほかに質疑もないので、次の③と④の報告に移ります。まず、説明を求めます。

佐藤スポーツ振興室長 国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州について説明します。資料の8ページを御覧ください。（マイクの雑音が以後続く）

まず、10月に開催された今年度の大会についてです。海外からの7チームを含む17チームが参加し、福岡・熊本・大分の地で熱いレースが繰り広げられました。

大分ステージは10月12日土曜日に大会の開幕ステージとして開催され、最後まで展開が読めないトップ選手による戦いに多くの人が釘付けになりました。また、沿道からは前年度を上回る約3万人の観客が、全力で疾走する選手に力強い声援を送ってくださいました。コースとなった4市町全てでパブリックビューイングやステージイベントも実施し、スタートからフィニッシュまでたくさんの人出で賑わうなど、地域の活性化に貢献できたと考えています。

次に、来年の2025大会についてです。来年度は長崎県と宮崎県が新たに加わり、5県での開催となることが大会事務局から発表されて

います。

大分県は宮崎県と共同で、ツール・ド・九州初の取組として全国的にも珍しい県境をまたぐコースの開催に挑戦します。また、大会最終日での開催となるため、タイトル争いの要素も加わり、今年を上回る熱戦が繰り広げられるのではないかと期待しています。

開催地の調整も整ったことから、先月末に宮崎県・延岡市・佐伯市と共同で記者会見をしたところです。共催自治体としっかり連携して機運醸成などを行い、来年度も大会が大いに盛り上がるよう、しっかり準備を進めたいと思います。

次に、大分トリニータのシーズン結果について報告します。資料9ページを御覧ください。

まず初めに、県議会議員の皆様におかれては大分トリニータを支援する議員連盟を通じたシーズンパスの購入など、日頃から大分トリニータへの御支援をいただいております、心からお礼申し上げます。

クラブ創設30周年の節目となる今シーズンは、3期ぶりに復帰した片野坂監督の下、J1昇格を目標にスタートしましたが、資料左側にあるように順位は16位と、残念ながらJ1昇格を果たすことはできませんでした。

一方で観客動員数については、資料右側にあるとおり、ホームゲームの平均入場者数は1万360人で、資料の下側を御覧ください。昨年から千人以上増加しました。特に創設30周年を記念して開催した8月11日のロアッソ熊本戦、亀祭2024には県内外から2万8,359人の来場があり、今シーズンのJ2のホームタウンゲームとして1位の観客動員数となりました。なお、今月22日に西川周作選手やマグノアウベス選手など元トリニータ選手が出場する30周年記念メモリアルマッチも開催される予定です。

先月開催された大分トリニータを支える県民会議において、大分フットボールクラブから三位一体による支援のおかげで今シーズンも2期連続の黒字決算が見込まれること、また来シーズンも経営基盤の強化とJ1昇格を目指してい

くとの報告があり、県としても大分トリニータの活躍が県民の元気づくりにつながるよう、引き続き支援に取り組んでいきたいと思います。

議員の皆様におかれても、引き続きの御支援を賜りますようお願いいたします。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

岡野委員 説明ありがとうございます。

ツール・ド・九州について、1回目と2回目は私の地元日田市で迎えることができ、本当に大盛況で大変ありがたいイベントだったんですけど、次が第3回であり、今後県としてはこれをずっと続けていくものなのか、どういう位置付けになるのか少し教えてください。

佐藤スポーツ振興室長 来年、大分県は宮崎県との共同開催になります。大分県としては今後も引き続き、参加を続けていきたいと思っています。それとまだ参加していない佐賀県や鹿児島県、そういったところも一緒に巻き込んで開催できるよう頑張っていきたいと。これは大会事務局でも考えているので、オール九州で取り組んでいきたいと考えています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

佐藤委員 同じくツール・ド・九州についてです。私も去年、今年と日田市まで見に行って、大変盛り上がっていました。特に日田市では、すごく盛り上がっている状況だと思うんです。

ちょっと残念なのは、大会事務局がやると思うんですけど、第3回で宮崎県との共同開催は逆に言うと大分県では一歩引いた形になると見えるんです。まあコースの半分は多分、宮崎県に持っていくと思うので、この辺は今後も続けるとの話だったので、まだまだ大分県の中にあるようなコースもあるし、もう1回大分県だけでやれることになるのか、今後の展開について少し教えていただければと思います。

佐藤スポーツ振興室長 来年は宮崎県との共同開催になって、今のところ延岡市をスタートとし、ゴールを佐伯市として準備を進めています。なるべく佐伯市で多くの人に触れ合えるよう、いろんなことを考えていきたいと思っています。例

えば今年ゴールだった日田市では、周回という形で日田市をぐるぐる回ったんですけど、そういった取組を是非佐伯市でもやりたいと思いますし、なるべく大分県にお金が落ちるように頑張っていきたいと思っています。（「はい、よろしくお願いします」と言う者あり）

麻生委員長 ほかになれば、私からまずツール・ド・九州に関して。大会事務局に今後のレガシーも含めて、コース映像をGoogleマップというか、是非一緒に走っている映像を撮って、例えばジムのバイクの映像にツール・ド・フランスとかヨーロッパのいろんな映像があるのと同じように、ツール・ド・九州の映像を入れられないか、是非検討してほしいと申し上げているので、強く推していただくことを要望しておきます。

あわせて、国土交通省のナショナルサイクルロードの指定に向けて動くことも今後の方策として重要になってくると思うので、この件についても関係部局、土木建築部ともよく調整をして、取組をしていただくことを求めています。

それから大分トリニータに関して、例えば1万5千人以上入らないとドームの使用料を免除しないとか、プレッシャーをかけないといけなのではないかと。もう何億、十何億円と免除し続けていて、余りにも甘すぎるのではないかなという気がしているので、そういう目標数値をちゃんと示して、それ以上であればそれなりの成果があるとか、県民のためになっていることになるんでしょうけど、入場者数も少なくても免除なんかできないと、明確にプレッシャーをかけていく必要があると思うので、そのことは強く申し上げておきます。

ほかには委員の皆様でありますか。（「いいですか」と言う者あり）

阿部副委員長 今のトリニータの件ですけど、今年始まる当初は、我々はJ1に復帰するかと希望を持っていました。ところが最後の方はJ2に残れるかどうかを争ったわけですね。これはチームを強化する対策をどう考えているか、当然監督、選手、運営によってチームは強化されると思うんですけど、監督は片野坂さんが戻

ったけど、結果はＪ２残留を争うぐらいの成績しか残せなかった。じゃあチームをどう強化するかというと、やはりどんな選手を入れるかだと思うんですね。ですから、そこら辺の選手の強化、チーム力を上げるためにどうするかを今、麻生委員長が言ったように県としてある程度の発言力を持って、もう少しチーム力を底上げしてもらいたいと言うべきだと思うんですよ。そこら辺はどうでしょうか。

佐藤スポーツ振興室長 先月開催された県民会議においても経済界の皆様から同じような御意見が出ました。それと今シーズンの不振については、まずシーズン序盤からベテラン選手を中心にやはり怪我人が相次いだことがあったようです。それから……（マイクの雑音がひどくなる）県民会議で皆さんから出た意見としては、若くてやはり……（「ちょっとマイクを替えてもらってもいいですか」と言う者あり）

失礼しました。県民会議で経済界の皆さんからいただいた声としては、やはり地方クラブなので経営は厳しいだろうと。ただ、やはり若くて安い選手ですね。（笑う者あり）是非スカウトをしっかり頑張って、実際に来シーズンに向けた大分トリニータですけど、鹿島アントラーズから吉岡強化部長が今回就任されました。この方は鹿島アントラーズで長年強化部長をされているので、そこら辺の選手を見る目も十分あると期待しているところです。それと選手についても長澤選手や梅崎選手、こういったベテラン選手が、もう契約満了でチームを今変えようとしているので、しっかりそこら辺は要望したいと思います。（「しっかりお願いします」と言う者あり）

麻生委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、次に⑤から⑦について、一括して説明を求めます。

幸野交通政策企画課長 ホーバークラフトの就航について報告します。資料１０ページをお開

きください。

進捗状況についてですが、先月１５日付けで九州運輸局から運航事業者に対して、別府湾周遊となる旅客不定期航路事業、また空港アクセスとなる一般旅客定期航路事業共に、就航前に九州運輸局の安全確認検査を受けることなどを条件として、許可が下りました。

その後、不定期航路事業に関して、待合所から船内の動線確認、あるいは航海の状況の見分等について安全確認検査が実施され、合格となったことから、先に１１月３０日に不定期航路事業を就航するとともに、あわせて西大分側のホーバーターミナルの供用を開始しています。

今後のスケジュールとしては、定期航路事業については、不定期航路事業で安全運航の実績を積んだ後に、国の安全確認検査を受け合格すれば、就航日を運航事業者から発表することになっています。

先に就航した別府湾周遊について説明します。右側を御覧ください。まずは土日の運航のみで、運航時間は１３時から１６時半まで、１日４便を運航する予定です。所要時間は約３０分で、料金はオンラインにより事前決済すれば、大人２千円、子ども１千円となっています。

今後により多くの方が安心して快適にホーバークラフトを利用できるよう、また空港アクセスの就航に向けて、運航事業者がしっかりと準備が整うよう側面的な支援も含めて努めていきたいと考えています。

続いて、令和６年度九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムについて報告します。資料の１１ページを御覧ください。

本年度のシンポジウムについては、年明け１月１５日水曜日にＪ：ＣＯＭホルトホール大分にて開催します。東九州新幹線をはじめ、九州と四国を結ぶ豊後伊予連絡道路などの豊予海峡ルートや中九州横断道路等の広域交通ネットワークの整備効果などについて意見交換を行い、新幹線の整備計画路線への格上げや高規格道路の整備推進に向けた機運を醸成したいと考えています。

シンポジウムでは、第１部として京都大学の

小林特任教授から、道～九州・四国の来し方行く末～と題して講演をいただきます。第2部では、日本文理大学の吉村副学長をコーディネーターに、九州経済連合会の常務理事、愛媛県の企画振興部長、また伊方町長、宮崎県の政策調整監と佐藤知事の6名が九州と四国の広域交通ネットワーク形成に向けた視点と相互連携について、パネルディスカッションを行う予定です。

現在、県のホームページ等を通じて聴講者を募集するとともに、関係自治体や団体の皆様に案内を行っています。委員の皆様にも御案内を送付しています。年初めのお忙しい時期だと思いますが、是非御参加いただければと思います。

麻生委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありますか。

嶋委員 ホーバーの件ですけど、先般大分ホーバードライブ株式会社の船長以下7名が——何と言うか、結果的に不起訴処分になったようですが、こういう報道がなされると県民が安心して利用できないことにもなりかねないので、この件について少し報告してください。

幸野交通政策企画課長 御報告申し上げます。

本年3月の事案でしたが、3月2日に接触事故を起こし、3月21日にも接触事故を起こしています。その際、3月2日も21日も適切な時期に国への報告を行うことができなかったことを海上保安庁から指摘を受け、その際に従事した船長が書類送検されたと伺っています。

もう1点その際に、航海日誌というものがありますが、その航海日誌に記載していた内容を公用航海日誌という、公式に報告する書類に転載するところを、誤って載せていなかったことも含めて7名の船長が書類送検されたと伺っています。その書類送検された後に、最終的に不起訴処分になったと伺っています。（「はい」と言う者あり）

嶋委員 国土交通大臣に事故の報告をしてなかったこと。航海日誌に記載漏れがあった、航海日誌そのものを記入してなかった、そのことについては承知していたんですか。

幸野交通政策企画課長 運航事業者の書類に関しては、県は承知していませんでした。（「あ

あ、そうですか」と言う者あり）

嶋委員 そういうのを県に報告すべきだと思いますよ。運航はホーバードライブかもしれませんが、このホーバーは県が主体的に計画してきて、結果的に上下分離になっていますけど、そこら辺の報告はあってしかるべきだと思うので、今後指導をよろしくお願いします。

もう1点いいですか。（「はい、どうぞ」と言う者あり）先日、別府湾の周遊コースに私も乗船しました。以前のホーバーに比べると格段に揺れがなくて、非常に乗り心地もよかったし快適な別府湾周遊を経験できました。私は、この周遊コースは大事だと思うので、もうちょっと陸の近くを周遊したり、あるいは新産都の工業地帯を周遊したり、そういうことを企画することで、より県民の利用が広がるのではないかと考えていますが、この件についてはいかがですか。

幸野交通政策企画課長 ありがとうございます。

運航事業者から11月30日、それから12月1日、12月7日、残念なことに12月8日は風の影響で全便欠航でしたが、その3日間おおむね満席での運航ができたと報告を受けています。

嶋委員がおっしゃるように、別府湾の周遊は日本唯一の希少性をいかした観光資源で、最も皆さんが期待されている部分だと思いますし、いろんな大分をそこで見せることも可能な乗り物だと考えています。運航事業者もそういった多様な観光利用を考えているので、県としても後押しをしていきたいと考えています。（「はい」と言う者あり）

福崎委員 私もホーバーについて尋ねます。さきほど嶋委員からも質疑がありましたが、この事故報告の漏れがあったことに対して、県として運航事業者にどのような対応をされたのか。報告が漏れていました、報告がありませんでした、ああそうですか、それでは気を付けてやってくださいでは、事業を任せている県の責任が全く感じられないですね。

本来ならば、厳しく指導しないといけないのではないかと思います。記者会見を見ていると、

なんか漏れていました、忘れていましたという、会社自体が安全性に対して、ものすごく意識が薄いような感じがするし、船舶の事業をやるのですから、元々船舶の事業に対してきちんと調べて、漏れないようにやっていくことが一番の基本であって、それすらもきちんとできていなかったことに対して、県としてどう考えているのか。

それと今、僕が心配しているのが別府湾周遊の方が利益が出て、本来空港アクセスのために作った事業が本筋を逸れていく可能性があるのではないかと。空港アクセスをきちんと事業として成り立っていくように指導もしていかないと。別府湾周遊は悪くはないんです。いいんですけど、本末転倒にならないにしていかなきゃおかしいので、どういう考え方なのか。

三つ目は、今後空港アクセスが認められて事業になった時に、例えば欠航したら行きはホーバーで行って、帰りは欠航しました。じゃあ利用者は帰りをどうするのか。そういうホーバーを使う方々に対する利便性をどのように県として確認しているのか。いざ始まりました、乗りました、あとはもう事業者任せで知りませんなんて話にはならないと思うんですけど、そこら辺をどう考えているのか。この三つをお聞きしたいのですが。

幸野交通政策企画課長 1点目、まず今回の報告漏れの件に関して何度も説明をしていますが、今回のホーバークラフトの大分空港海上アクセス改善事業は上下分離方式をとっています。そのため県としては船を用意して、その船を貸し渡した状態で、それを運航事業者が責任を持って運航するという契約の下、事業を進めています。そういった面で運航や海事に関わる適正な法令順守であったり、あるいは乗客の安全確保であったりは、運航事業者に責務があるものと考えています。本件は今年3月の事案であり、定期であったり不定期であったり、安全運航に対するこれまでの取組とか改善状況を踏まえて、先月、国の事業許可を受けていると認識しています。

基本的にはさきほど申したように、安全運航

に関しては大分第一ホーバードライブ株式会社が判断して進めていくものと考えています。その上で許可権者である九州運輸局の判断もいただきながら事業を実施していく、安全を確保していくものと考えています。県としてもしっかりとそこを見守っていきたいと考えています。

もう1点、定期アクセスのこれからの方向性ですけど、今回まずは別府湾を周遊する不定期航路という形で就航したことになりますが、委員の御指摘のように、あくまでも本来の目的は空港アクセスの改善です。運航事業者としてはこの定期航路を安定運行するためにも、まずは不定期航路で実績を積み重ねたいと考えており、その安全を第一にと、県もずっと言ってきたので、これを踏まえた上での事業者の判断だと考えています。県としてもしっかりと定期航路でのアクセス改善がなされるよう、これからも運航事業者の側面的支援をしていきたいと考えています。

それと3点目の欠航時の対策ですが、御指摘のように行きはホーバーで行って、帰りは欠航していたと。気象海象の関係から、あり得ることだと思います。もしそういった場合も利用者が困らないように、二次交通に関しては県も定期航路の就航に向けて進める中で、交通事業者と協議しているところです。しっかりとそういったところで、利便性が悪くならないよう対策を考えていきたいと思います。

福崎委員 まず一つ目ですが、これは県が造って運航は事業者にやらせるというやり方ですね。だけど、運航の責任を持ってやるとは——県が責任を持って運航することを基本に事業費を委託されているのだったら、責任を持って運航できていないことに対し、しっかりと県として指導すべきじゃないかと思うんですよ。契約違反ですよ、はっきり言ったら。安全運航の報告が漏れていたとか、日誌を書いてないなんてことが、運輸局から指摘されること自体が、責任を持って運航していないことですよ。責任を持って運航することが基本にあって委託しているんだったら、そこはきちんと指導すべきなんですよ。さっきから聞いていると、もう任せて

いるみたいな話で県の責任は何もない。もし大きな事故があつて、人が死んだ時に、事業者だけが責任を問われるのではなくて、県も責任を問われる。賠償責任から何から、県は問われるんですよ。そこを分かってやらないと駄目だと思うんですよ。せっかく造っているんだから、安全運航が一番の基本なんですから、特に海は何が起きるか分かりません、陸と違うんですから。そこら辺をきちんと考えないと、万が一の時に県は責任が取れるんですか。

嶋川交通政策局長 さきほどから上下分離ということで、殊更そこが先行して、やや誤解を招いてしまったことをお詫びします。

まず今回の事案にあった3月の件ですが、二つありましたけど、1件は県の所有するフェンスにぶつかって船体に支障があつたので、これはもう記者会見が行われています。もう1件はホーバークラフトのスカートとフェンスが接触したのですが、どちらにも損傷がなかったので事業者としては、その時の判断として事故の認識がなかったため、県にも運輸局にも当時は報告がしていなかったのが事実関係です。その後海上保安庁の立ち入り検査があつて、それで5月に既に九州運輸局に報告し、また必要書類の訂正などが全て行われました。

実は3月の時点では、まだ船体がどういうものを事故として捉えるのかと。そしてどこから公表し、会見等で発表するのかといった基準の考え方が整理されていませんでした。それをマスメディアと県とホーバードライブ社の3者で5月に整理して、それ以降は、ある程度基準に基づいて情報が公開されています。とは言いながら、今は運輸局からも事故があるなしにかかわらず、すべからく何か問題があつた時には報告するようにと指導がなされています。

私どももそれを踏まえて、県も当然船主として知っておくべき情報なので、事故と言わなくても全て報告するようにと、ホーバードライブ社にも我々から申し入れしているので、その点はちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

麻生委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ただいまの案件に関しては、いわゆ

る車の運転免許に対して、船の運転免許、海事免許のありようについての監督権限と言うか、警察と同じように海上保安庁の大分海上保安部とよく連携を図って、世界に2か所、日本には1か所しかないホーバークラフトの運用をどうするかについて、もっと詰めたことが必要になってくるでしょうし、上下分離方式にしても当然、大分県民の財産である船体に関わる問題が発生した時に、どうするかというフローチャートを含めて、先に責任の所在の明確化も含めて、リスク管理をしっかりと再度詰めて分かりやすく説明をいただければ幸いなので、そのことを強くお願いしたいと思います。

阿部副委員長 このホーバーの件についてですけど、私は今回一般質問をしました。その時にホーバーは以前と同じ運航形式ですから、天候に左右されやすいと。そこで、欠航になったときにそれをどうするかと。それでJR杵築駅から空港道路を使って運んではどうかと、そのときは嶋川交通政策局長から答弁をいただきましたが、これから調査していきましょうという回答でした。

その時にもう一つ質問をしたと思いますが、その回答がなかったので。それは何だったかと言うと、現行のバス運行事業者に与える影響がものすごく大きいと思うんですよ。今までバス運行事業者はあの路線が一番のドル箱でした。それが、県が100億円を超えるお金を投下して、民間事業者の経営を圧迫しようとしているんです。ですから、その辺はどう考えるのか。

その影響かどうかは分かりませんが、国東市から大分市までの直通バスがなくなったんですね。これは御承知だと思いますけど、これによって朝の高校生が非常に困っている部分もありますし、そういう部分をバス運行事業者に対して今後、県としてはどうフォローしていくのか。これをしっかりと考えないと、今私がいったように100億円を超える予算を投下して民間事業者の経営を圧迫する、これでいいのかということですよね。そこら辺をしっかりと県としてどう考えるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

幸野交通政策企画課長 現行のバス運行事業者に対する影響と支援のことだと思います。今、御指摘があったように、ホーバー欠航時の対応もそうですし、災害が起こったときのリダンダンシーの観点からも、今ある陸路と今度のホーバーでの海路の両方が、全体に必要ということで、今回の海上アクセス改善事業を実施しています。現行の運航事業者との一定の競合は否めないのかと思いますが、この空港アクセスを改善すること、また大分空港に新規路線の誘致やインバウンドの促進をすることで、大分空港の利用者数そのものを増やして、空港アクセスの空港から大分市への移動の数を増やすことを考えています。

あわせて、西大分のターミナルには無料の450台の駐車場を整備していますが、現在の交通手段転換の中で、自家用車で空港に行っている方が多く、駐車場がかなり不足していることもあります。そういったパーク・アンド・ライド機能で、自家用車で空港に行く方をホーバーに転換することも一つ視野に入れています。

いずれにしても、現在の運行事業者と定期的に情報交換を行いながら、今進めています。

阿部副委員長 ちょっと直接響いてこないのは、大分空港の利用者数を増やすと。それで大分空港の路線を増やすとか話がありましたけど、現実的で近い将来すぐにそれが実現するかというと、それはなかなかだと思っんですよ。ですから、空港アクセス改善のために海路と陸路と両方を考えましたと。ところが一番響くのは、今やっている現行路線のバス運行事業者ですよ。これは分かるでしょ。だから、これをどうするかを私は聞いているんです。地域交通を守るためにもバス運行事業者を守らないと。これがもう止めたとなると、地域の公共交通は崩壊してしまうんですよ。ここら辺を具体的に支援していく、これまで以上に助成金を出すくらいの回答があれば、すぐに納得するんですよ。そこら辺はどう考えているんですか。

田原地域交通・物流対策室長 確かにホーバーの就航に伴い一定程度がエアライナー、空港アクセスのバスに影響があるのは当方としても承

知していますし、今回ちょうどホーバーの就航と、いわゆる2024年問題という乗務員不足の問題が重なったとことがあります。また、コロナ禍で利用客が減ったこともあって、国東市と大分市のいわゆる国大線が今年の10月から運行を休止すると、大分交通株式会社から発表がありました。

この運行休止にあたっては、地元の自治体や地元の学校等と丁寧に事業者が話をしながら、どのようにすれば影響が少なくなるかと意見交換等を行いながらやってきたところで、今後どのような形で進めていくか、運行事業者や地元自治体などと話をしていく必要があると考えています。また、当然ながら2024年問題があって、乗務員が不足している、バスの利用者が減っていることもあるので、やはりバスの利用者全体の底上げが必要なこともあって、後ほど説明しますが、バス無料デーを行ってバスの利用促進をする。また、燃料高騰の影響をバスが大きく受けることもあって、今般燃料の高騰対策も実施して、少しでもバス会社の経営に貢献できるように、県としての様々な施策を打っているところです。

阿部副委員長 是非、現行のバス運行事業者の支援をしっかりと検討していただきたい。これはお願いしておきます。

麻生委員長 すみません。抜けていたので引き続き⑦のバス無料デーの報告を求めます。

田原地域交通・物流対策室長 すみません。説明が重複しますが、バス無料デーについて説明します。資料の13ページをお開きください。

前回の常任委員会でも説明しましたが、今週末に1回目を開催することになったので、改めて御案内します。

繰り返しになりますが、今週末の12月15日の日曜日が初日となります。また、年明けの1月15日、22日の水曜日の3日間で、大分県内の路線バス9社を対象として、バス無料デーを開催します。

路線バスは、利用者の減少や運転手不足などにより、非常に厳しい状況となっていることは委員の皆様も御承知のことだと思います。今後

も継続的に路線バスを維持していくためには、やはり一番は皆さんに乗っていただくことが大事だと思っています。このため、身近な交通機関であるバスを御利用いただき、知っていただくということから、今回バス無料デーを実施することとしています。

このバス無料デーの開催日には、利用者へのアンケート調査を実施し、アンケートや交通渋滞の分析結果について、各バス事業者や地元の市町村へ情報提供するとともに、このデータを県としても施策の立案等に活用していきたいと考えています。

麻生委員長 申し訳ありませんでした。ここまですべてを含めて、残りの質疑はありませんか。

福岡委員 バス無料デーについてお尋ねします。このバス無料デーを3回したら、バスの利用者が本当に増えると正直なところ思えないのですが、言っておくけど、バス無料デーをしてもバスが走ってないところは何も恩恵がないんですね。走っているところしかない。さっき話が出たけど、ホーバーが運航することによってバス路線が廃止されたりしているところは、なんぼこれをしたからといって、誰も喜ばないんですよ。それより1か月でもいいので、廃止された路線を復活させて、そこを無料にするのだったら絶対効果があると思うんです。果たしてこのバス無料デーが、本当にこれからどういう効果を狙っていこうと思っているのか。ただ無料にして、皆さん使ってください、よかったですね、はい終わりでは駄目なんだと思いますよ。

田原地域交通・物流対策室長 ありがとうございます。

やはり、コロナ禍等でバスから遠ざかった人達、これまで乗ったことがない小さな子ども達に一度バスに乗っていただき、バスというのはこういう乗り物なんだ、バスってやっぱり使ってみると結構便利だなと実感していただいて、リピーターになっていただくことが一番の理由です。

これまで他県、佐賀県等で実施していますけど、バス無料デー開催後は若干ではありますが利用者が増えているとのデータもいただしてい

ます。そういう形で一度乗ってもらう、これまで遠ざかっていたものに、もう1回戻って来てもらう。また、乗ったことがない方に1回体験してもらうことは大事な経験になるのかなと思っています。

麻生委員長 はい。福岡委員、簡潔に。

福岡委員 じゃあ、この3日間の平日には県職員はみんなバスに乗って通勤するとか、そのぐらいの気持ちがないとうまくいかないと思いますが、どうでしょうか。

田原地域交通・物流対策室長 一応、県の職員にはバス無料デーを行うことと、積極的に利用してくださいとのアナウンスは、今行っているし、その旨を重ねてお願いするつもりです。

麻生委員長 県議会議員もかな。（笑う者あり）よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

田原地域交通・物流対策室長 よろしければ、使っていただきたいと思います。

守永委員 若干ホーバーに戻る部分もありますが、さきほどから議論になっているバスの路線については、実際にバスの運行事業者が空港便で得る利益を国東地域の日常路線を維持するための財源に充てていた状況がある。この部分が飛んでしまうことが大きな課題なので、どういう経営状態だったのかをできれば分析した上で、どういう影響が出てくるかを是非検討していただいて、それに向けた解決策を模索することが必要ではないかと思います。その作業がこれまでされていたかを教えていただきたいと思います。

それとホーバーそのもので、雨漏りがあったと乗船した方から聞いたんですけど、そういう事態があったのか。一つの席がもう使えないような状態になっているとか、御本人が置いたカバンが濡れていたとか、そういったことを結構聞いているので、どこに問題があったのか。もしそういった部分を修繕するなら、どのぐらいの経費がかかるのか。それは大分県がお金を出して修繕していかなければならないものだろうと。もし修繕が必要であれば、そう思うので、その辺を教えていただきたいと思います。

また、事故報告とかそういったことだけでな

く、経営概況について運航事業者から報告を受ける形に契約としてなっているのか、その辺も教えてください。

麻生委員長 幸野交通政策企画課長、簡潔に。

幸野交通政策企画課長 バスの運行事業者の件は後ほど。2点目にいただいた雨漏りの話で、報告は受けています。その日のうちに原因が分かったので修繕をしたと聞いています。船の管理をしている製造元の製造社がいて常駐しているので、そこで修繕をして費用はそちらが払っています。

3点目の事故以外の運航事業者の状況確認ですけれど、我々は月に1回以上は定期的に運航事業者と協議する場を設けており、事故以外での不便な状況、あるいは訓練の状況、今後のスケジュールなどを常に協議をしています。状況の把握も県としてはしっかりとしてきていると思っています。

田原地域交通・物流対策室長 1点目については、ホーバーの運航にあたってバス事業者と県で運行に与える影響はどのようなものになるかと議題にしながら意見交換をしていますし、またこれからも行っていく必要があるかと思っています。

守永委員 ありがとうございます。

バス事業者との意見交換の際には、より具体的な数値を提供して議論しないと、なかなか乗る人が不便なんだという、形だけの議論だと具体的な解決策の模索ができないと思うので、また詰めた議論もお願いしたいと思います。

また、ホーバーはそういう状況だと伺ったんですけど、今後しっかりと監督していただきたいと思いますし、この資料の二つ目にある空港への定期航路の運航開始はどうなるのか。まず、この検査そのものが、ここにどういうことを検査すると書いてあるんですけど、具体的にどういう形で検査されるのか。今検査が通ってない要因として何が残されているのか、もし分ければ教えてください。

幸野交通政策企画課長 定期航路の安全確認検査ですけど、不定期航路の安全確認検査の欄に書いてあるのと同じように、検査官が国からや

って来て、西大分側と国東側のターミナルで導線を確認します。あるいはS字航走路を安全に運航できるか、もしそこで危機的な状態が起こった時に船長が対応できるか、そういったものを盛り込んで現地で見分しながら聞き取りをすることになります。

不定期航路よりも距離が長い国東側まで実施するので、その分検査の項目も多いと聞いています。そのための準備を今進めているので、少し時間がかかっているのだと思います。

守永委員 いつ頃に合格できそうですか。

幸野交通政策企画課長 正式にいつとは、運航事業者から聞いていません。許可であるので、あくまで準備が整い次第、運航事業者から安全確認検査の申請をして、国から許可が得られれば就航を決め、その就航日を発表すると考えています。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

麻生委員長 ほかになければ、私からホーバークラフトに関して。この前、ホーバー3隻がデモンストレーションをしていました。つい先日、全国豊かな海づくり大会が終了したんですが、あの時に運航してなかったのはとても残念でした。せっかくですから、企画振興部として海づくり大会のレガシーで何か考えるとか、あるいは次回の三重県大会の時に出席して大分県をPRするとか、それくらいの発想を。せっかく世界に2か所しかないホーバーなので、そういったことも含めて大分県の資源として、宝として何か考えてほしいと強く要望しておきたいと思っています。

それでは委員の皆さん、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 公共交通の広域交通のネットワークの問題ですけど、この1月15日のシンポジウムにどの程度の県の予算がかかるのか。機運醸成の意味もあると思うんですけど、その機運醸成に全体として今年度どの程度の予算を入れているのか、そこを教えてください。

幸野交通政策企画課長 シンポジウムの予算で

すけど、約500万円を想定しています。会場の借り上げ料や資料代等の経費で考えています。
猿渡委員外議員 これを含めて今年度の機運醸成として、どのくらい見込んでいるのか。

私はプラス面、マイナス面を含めていろんな意見を出しあったり、情報交換したりすることが大事だと思いますが、やはり豊予海峡ルートについては、県民の機運が高まっているとは言えないと思うんですね。県民が望んでいるけれどもなかなか予算が取れない分野もたくさんあって、県議会でもいろいろ県民の声を取り上げて議論をするけど、予算確保が難しいことがたくさんあるわけですよ。そういう県民の要求が高まっている部分を優先すべきだと考えていますが、機運醸成は年間でどれくらいでしょうか。

幸野交通政策企画課長 本年度の広域交通ネットワークに関する予算は全部で2,300万円ほどです。そのうち調査費等もあるので、それを除いた金額の約1,800万円を機運醸成に充てています。

昨年、広域公共交通ネットワーク研究会を実施して、その研究会を実施したことを広く県内それから九州内、関係する団体の方に知っていただくリーフレットを作成したり、ノベルティを作成したり、そういったことに使用しているものになります。（「はい」と言う者あり）

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

阿部副委員長 ちょっともう諸般の報告が終わった後の質疑ですが、広域交通ネットワークシンポジウムについて質疑が今ありましたけど、これについて、九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムのチラシ、裏面の広域交通ネットワークの形成に向けてというのは、どこが作ったのでしょうか。

幸野交通政策企画課長 チラシを作ったのは大分県です。

阿部副委員長 ここに東九州新幹線のルート図を地図の中に入れ込んでいるけれども、ぱっと見ただけで、東九州新幹線をやろうとしているの

かどうかについて、もうこれは一生懸命、東九州新幹線に取り組んでいるなんて誰か思いますか。それよりもこの図を見て、東九州新幹線よりも豊予海峡ルート、それから久大ルートの印象が深いですね、この図を見たら。東九州新幹線構想ルートの水色と九州の緑色が同化したこんな図で、東九州新幹線に力を入れているとは全く思えないんですけど、ここら辺をどう感じますか。

麻生委員長 ただいまのは、優先順位に関する質疑だと思いますので、若林企画振興部長。

若林企画振興部長 色合いは、私もちょっとと美的センスに自信がありませんが（笑う者あり）この四角囲みに書いた順番で御覧いただければ、一番上に書いてあることで思いを御理解いただきたいと思います。御指摘の点について、見たらなるほどと思うところもあるので、そこはちょっと、しっかりとそういった御指摘があったことは受け止めたいと思います。

阿部副委員長 そこで言いたいのは、こういうことをして何か得になるのかなど。東九州新幹線が整備新幹線に格上げすることに何か得になるかは、全く得にならない。逆に大分県は、あれもこれも要望するんですか、あれもこれも欲しがるんですかとしか、国は考えてくれないと思うんですね。

我々は、自由民主党で11月に鉄道局にも東九州新幹線の要望に行きました。その時に鉄道局長は、あっさりと整備新幹線が終わらないと次に入れないんですよ。しかも新幹線予算は毎年1千億円しかないんですよ。毎年1千億円の予算で今やっているのは北海道と北陸、それから九州の西九州新幹線、これを終わらせないと次に入れない。予算がない中で整備新幹線に格上げするのに、一生懸命に50年かけてやってもこの豊予海峡ルートを持ち出して来たら、これを大分県は欲して要望しているんですかと捉えられかねない。

そして、自民党にも要望に行きました。自民党の森山幹事長は鹿児島県と宮崎県、大分県、福岡県の一本でつなぎましょと、そのためには鹿児島県、宮崎県、大分県が一つにならない

と駄目ですねと言いましたね。そういうところを踏まえて、こういう広域交通ネットワーク形成、これに豊予海峡ルートをあえて出すのはどうなのかと思いますけど、これどう思いますか。

皆さんもそう思っていると思うんですけど、トップが言うと2年か3年で100億円の事業が、ホーバークラフトができるように、豊予海峡ルートとトップが言うと、それに従わざるを得ない。これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど。ここら辺を一つに絞った方がいいと思うんですよ。答えは出ないかもしれませんが。

麻生委員長 御意見でいいですか。

阿部副委員長 はい。何とかしてくださいということですよ。

麻生委員長 本気度の議論が必要だとのことですよ。またこの部分については、しっかりと進めていければと思います。よろしいですか。（「はい」と言う者あり）委員外議員はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

お手洗いにいかれる方は、今のうちに行ってください、戻り次第、再開します。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

麻生委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本日は委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

また第111号議案の審査に際し、循環社会推進課の金並参事にも出席いただいています。

これより、総務部関係の審査に入ります。

初めに本日審査いただく案件について、渡辺総務部長から概括的な説明をいただきます。

渡辺総務部長 総務部長の渡辺です。本日の御審査、どうぞよろしくお願いいたします。

まず私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。座って説明し

ます。

本日の委員会では、合い議案件が1件、付託案件8件について審査をお願いしています。

このうち、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）については、国の経済対策を踏まえ早急に対応が必要な経費を計上するとともに、令和6年度の給与改定に伴う給与費を補正するものです。11月29日に国の補正予算案が閣議決定されたことから、追加提案したものです。

第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会からの月例給、ボーナス等の引上げの勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

その他は請願処理結果の報告1件、諸般の報告1件があります。各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

麻生委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。土木建築委員会から合い議のあった、第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備についてのうち、総務部関係部分について説明します。資料の2ページをお願いします。

本議案は、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法と呼称していますが、これに基づく規制を開始することに伴い、関係条例の整備を行うものです。

法改正の概要を御覧ください。令和3年7月の熱海市での土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命と身体を守るため、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制することとなりました。具体的には、その下の黒マルにあるとおり、知事が規制区域を指定し、その規制区域内で行われる盛土等については知事の許可が必要となります。

その下の関係条例改正の主な概要を御覧ください。法改正に伴い、本県では三つの条例を改正することとしています。そのうち総務部関係部分は赤色で囲っていますけれども、使用料及び手数料条例、事務処理の特例に関する条例の二つを改正します。

まず私から、使用料及び手数料条例の改正について説明します。資料の3ページをお願いします。

表の上側の1番、宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務についてです。まず、右側の①のところで、赤い囲みから線が伸びていますが、審査項目が追加されることに伴い、国が示した平均処理時間や九州各県の状況等をもとに手数料を算定し改定するものです。金額は面積に応じて異なりますが、抜粋で一部記載している500平方メートル超から1千平方メートル以内であれば、現行の2万1千円を3万2千円に変更します。

また、その下の②については、新たに中間検査が追加されたことに伴い、その加算額を新設するものとなっています。その下③については、規制開始後は新たに土砂の一時的な仮置きについても許可申請などが必要となるため、その手数料を新設するものです。

次に表の下側の2番、土砂等のたい積行為許可等関係事務については、盛土規制法の運用開始により、県が進めている土砂条例の許可基準から盛土構造に関する基準が削除されたことに伴うものです。規制開始後は、盛土規制法による手数料が必要となる一方、土砂条例上では盛土構造の審査が不要となるため、例えば許可申請手数料では、現行の6万5千円を3万9千円に変更します。

この二つの事務の施行期日は、盛土規制法に基づく規制の運用開始日である令和7年5月1日としています。

今井市町村振興課長 本議案に係る事務処理特例条例の改正について、市町村振興課から説明します。資料の4ページをお願いします。

条例改正の概要についてですが、2点あります。まず左側の盛土規制法関係事務です。

従前より旧法である宅地造成等規制法に関する事務の一部を別府市へ権限移譲していましたが、改正法においても引き続き事務を移譲する協議が整ったので、移譲事務を追加するものです。

改正後は、旧法で移譲していた現行の事務に加え、さきほどの財政課長の説明にあったとおり、新たに中間検査や定期報告の受理などの事務が追加されたので、それらの事務を移譲するものです。

次に、右側の土砂条例関係事務についてです。

こちらについても、関係事務の一部を保健所を設置している大分市に移譲していますが、盛土規制法の運用開始により、法と条例で重複することとなった災害防止に係る規定が条例から削除されたことに伴い、移譲する事務も削除するものです。あわせて、引用条文の項ずれに伴う規定の整備を行います。

なお、今回の改正で削除した事務は盛土規制法に則って、中核市である大分市が運用することとなります。また、事業区域内における水質検査用の浸透水の採取に関する規定が条例で追加されることとなったので今回、他の改正とあわせて移譲事務を1事務追加することとしています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

続いて付託案件の審査を行います。まず、予算関連の議案と報告から審査します。

第2号報告令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）及び第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部関係部分については関連があるので、一括して執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第2号報告令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）について説明します。資料の5ページをお願いします。

この補正予算は10月15日に公示、10月27日に投開票が行われた衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査について、急ぎ準備に着手する必要があったので、1予算額にあるとおり8億3,968万9千円を衆議院が解散した10月9日の後、10月11日付けで専決処分したものです。

歳入についてですが、国政選挙経費であることから、3歳入の内訳のとおりに全額が国庫支出金となっています。

続いて、歳出について説明します。資料の6ページをお願いします。

まず、第2款総務費第5項選挙費第2目選挙啓発費の左から3列目の欄に記載していますが補正予算額445万6千円です。これは、有権者に対する総選挙の街頭啓発等に要する経費です。

次にその下、第3目衆議院議員総選挙費8億2,831万9千円は、市町村が実施するポスター掲示場や投票所の設置、開票業務、また県で執行する投票用紙の印刷や新聞広告、政見放送などに要する経費となっています。

続いて、その下の第4目裁判官国民審査費691万4千円は、総選挙とあわせて実施される最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費を計上しているものです。第2号報告についての説明は以上です。

続いて、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）について説明します。資料の7ページをお願いします。

まず、全般的な事項についてです。この補正

予算は、台風第10号等による災害からの本格的な復旧や再度災害防止のための改良工事に向け、必要な経費を追加するものです。

1補正概要にあるとおり、補正額は99億5,776万7千円の増額であり、累計は7,109億528万5千円となります。

次に、歳入についてです。資料の9ページを御覧ください。

今回補正する歳入は、赤枠で囲んでいる国庫支出金、繰入金、諸収入及び県債となっています。その内訳ですが、資料10ページをお願いします。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は66億4,904万4千円の増額となっています。このうち第5目農林水産業費国庫補助金は、台風第10号における由布市の山地崩壊箇所、第7目土木費国庫補助金は、6月末の梅雨前線豪雨の際に被災した日田市の三郎丸橋における改良復旧工事に要する経費に充当するものです。

その下にある第10目災害復旧費国庫補助金ですが、こちらは農地や林道、道路、河川等の原形復旧工事に要する経費に充当するものです。

11ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金3,602万3千円の増です。これは復旧経費のうち、一般財源相当額を財政調整基金から繰り入れるものとなっています。

次の12ページをお願いします。

第14款諸収入第4項受託事業収入5,070万円の増額ですが、これは由布市から受託して行う農業用施設の復旧工事の財源です。

13ページをお願いします。

第15款第1項県債32億2,200万円の増ですが、災害復旧や災害関連事業に要する経費に県債を充当するものとなっています。全般的事項及び歳入については以上です。

渡辺県有財産経営室長 第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）の県有財産経営室所管分について説明します。資料の14ページをお開きください。

議案書から抜粋していますが、繰越しの承認をお願いするものです。第8款土木費のうち、

太枠にしている第1項土木管理費の県有建築物保全事業費です。

本年第3回定例会において、右から3番目の欄にある2,256万9千円の繰越しを承認いただいておりますが、今回その一つ右にある4億5,896万9千円の追加承認をお願いするものです。

これは一部の設備改修工事において、電子機器部品の納期が通常よりも時間を要していることなどから、適正工期を確保して工事の発注を行うため、繰越明許費の承認をお願いするものです。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決を行います。

まず、第2号報告令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）について採決します。

本報告は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定しました。

続いて、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係部分及び第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、関連があるので一括して執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）について説明します。資料の15ページをお願いします。

まず、全般的事項についてです。この補正予算は国の経済対策を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援など、早急に対応が必要な経費を計上するとともに、令和6年度の給与改定に伴う給与費を補正するものです。さきほど部長からも申し上げたとおり、国の補正予算案の閣議決定が11月29日と、今定例会後となった関係で追加提案したものです。

補正額は1補正概要にあるとおり62億5,607万4千円の増額であり、そのうち事業費が12億8,288万8千円、人件費が49億7,318万6千円となっています。これにより、さきほどの第4号補正予算を合わせた累計は7,171億6,135万9千円となります。

次に、歳入について説明します。資料の17ページをお願いします。

今回補正する歳入は、赤枠で囲んでいる地方交付税及び次の18ページの国庫支出金となっています。

資料の19ページをお願いします。

まず、第5款第1項第1目地方交付税は43億5,781万円を増額します。これは今回の国の補正予算において、本年度の給与改定への対応などとして追加措置される地方交付税を給与費の補正に要する一般財源相当額として計上するものです。

20ページをお願いします。

第9款国庫支出金第1項国庫負担金6億1,537万6千円の増額は、同じく給与費の補正に要する経費のうち、文部科学省から受け入れる義務教育教職員の給与費負担金です。

21ページをお願いします。

第2項国庫補助金12億8,288万8千円の増額ですが、国の補正予算により追加で措置される予定の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を今回計上している六つの事業に充当するものです。

全般的事項及び歳入の説明は以上です。

三浦人事課長 私から、第121号議案令和6

年度大分県一般会計補正予算（第5号）の本年度の給与改定に伴う給与費について、知事部局の職員分について説明します。資料22ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費の補正予算額のとおり、知事部局職員の給与費は11億969万4千円の増額となっています。内訳としては給料が4億9,010万3千円、期末・勤勉手当や給料改定のはね返し分を含めた職員手当等が4億7,167万4千円、共済費が1億4,791万7千円となっており、これらにより補正後の累計は11億2,086万3千円となっています。

続いて、この補正予算に関連する第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について説明します。資料23ページを御覧ください。

1改正理由ですが、給与改定については人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ県内民間と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告する仕組みとなっています。今年度は月例給、ボーナスともに県職員が民間を下回っている状況があったことから、人事委員会から引上げの勧告を受けたので、その勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

次に、2改正内容について説明します。

一般職員の給料については、人事委員会が県内民間と県職員の給与水準を比較したところ2.96%ほど県職員が民間を下回っている状況であったことから、同じく2.96%の引上げ勧告を受けたため、勧告どおりの引上げ改定を行うものです。

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合を0.1月分引き上げ、期末手当と勤勉手当にそれぞれ均等に0.05月分配分するものです。任期付職員や任期付研究員についても一般職員と同様、人事委員会勧告のとおり給料及び期末手当を引き上げるものです。

次に、会計年度任用職員については一般職員に準じて期末手当及び勤勉手当を引き上げるも

ののです。その下の特別職や議員については、一般職員の改定状況を踏まえ、期末手当を引き上げるものです。一番下にある医師などの非常勤の顧問等については、人事院の引上げ勧告に準じて、本県においても引き上げを行うものです。

次に、資料24ページをお開きください。

参考として改正条例一覧を記載しており、それぞれ改正条例の対象者及び主な改正内容を記載しています。

最後に、施行日や適用日についてです。一番下の欄にあるとおり、施行期日については令和7年3月31日までの間において、規則で定める日から施行することとしています。適用日については、一般職員等の給料の引上げ等は令和6年4月1日から適用し、令和6年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の改定については、基準日である令和6年12月1日からの適用を考えています。

また、期末・勤勉手当の支給月数の平準化については、令和7年4月1日施行を考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 意見です。職員に関しては、給与等の引上げは賛成ですけど、議員や特別職については、我々は県民の理解が得られるとは思っていません。そちらは反対なんですね。それで、これを1本で出してくると反対せざるを得ないので、それぞれ職員と特別職とを分けて提案いただけると対応しやすいと思っています。

三浦人事課長 今、議案を分けてと話がありましたが、これまで条例については改正動機が同一のものについては、一緒に提案することが通常であって、これまでもこのような形で条例改正を上程しています。

今回は勧告に基づいたということで、同じ改定動機によるので、こういった形で上程しています。九州各県を見ても、結構多数の県がこう

いった形で一緒に上程している状況なので、御理解を賜ればと思います。

猿渡委員外議員 以前から、このような意見を申し上げているので、是非また来年に考えていただきたいと思います。

麻生委員長 この部分については、いろんな意見もあろうかと思いますが、是非、特別職報酬審議会等にかかる基準だとか、そういったものを根本的な見直しが必要なのかとか、特別職並びに議員については、議員任期があるので4年に1回とかでいいんじゃないか、毎年見直すべきなのかといった部分を自分達で言うよりも、第3者的な特別職報酬審議会等でしっかりと議論しながらチェックしていただくことも大事になってくると思うので、是非研究いただければと思います。

それから1点、非常勤の医師等の報酬に関して、県立病院で今回こういった報酬を上げることにより、なかなか事務手続が末端まで行き届いてなかったという件が先日報道されていたけれども、今回こういったことが決定した場合に同じような間違いがないように、再発防止策として人事課としてはどのように考えているのか。

三浦人事課長 先日、県立病院でそういった不手際があったことが報道されていましたが、県はシステムの中で医師については、しっかりと組み込まれていることを確認しており、そういった事態は知事部局の場合は生じることがないと理解しています。

麻生委員長 実際に起こっているわけなので、そこを重く受け止めながら、その部分——議会でも決算を議決しているわけでしょう。そういう状況の中で、また追加上程になってくることになってくるでしょうから、しっかりした準備が必要かと思うので、そのことは申し添えておきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお、第121号議案の採決は議会事務局関係の審査の際に一括して行います。

それでは、第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については関係する土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。資料25ページを御覧ください。

まず1番、運転免許関係事務についてはマイナ免許証の運用開始など、道路交通法施行令の改正に伴うものです。(1)の①の表を御覧ください。これは、運転免許証の新規取得と更新の手数料を表にしているものです。表の右側、更新手数料で説明すると現行の手数料は一番下の行にあるとおり2,500円ですが、運転免許証のみの場合は2,850円、マイナ免許証のみの場合は2,100円、2枚持ちの場合は2,950円と保有形態ごとの手数料に改定します。

また右側②の表ですが、更新時講習の手数料です。マイナ免許証の保有者は、マイナポータルを利用してオンラインで講習を受講できるようになることから、その更新手数料200円を新設します。また(2)にあるとおり、施行令に規定されている標準額の改正に伴い、運転免許試験手数料など18の手数料についても、あわせて改正します。施行期日は政令の施行日である令和7年3月24日としています。

次にその下の2番、一般旅券申請事務については、オンライン申請受付が全都道府県で開始されることから、旅券法施行令に規定されている手数料標準額が改正されたことに伴うものです。現行は2千円ですが、オンライン申請の場合は1,900円、書面申請の場合は2,300円に変更します。横の米印に書いていますが、

国への手数料もあり、これは変更されていません。施行期日は同じく令和7年3月24日としています。

続いてその下の3番ですが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の改正に伴うものです。法改正により、これまでは住宅ではない、非住宅のみを対象としていた省エネ基準への適合義務が、来年4月からは住宅にも課されることとなります。また、これまで住宅の省エネ性能の評価方法は、簡便な方法である仕様基準法と精緻に計算を行う標準計算法の二つでしたが、この二つを併用する方法が追加されます。

このため表にあるとおり、建築物の工事着工前に行う建築物エネルギー消費性能適合判定の手数料について、住宅の区分を新設するとともに、標準計算法と仕様・計算併用法それぞれの手数料を国が示した標準審査時間等を基に積算し設定します。

なお右側の米印に記載のとおり、仕様基準による適合判定については建築確認申請時にあわせて行うことから、後ほど説明する建築基準法関係事務において今回規定することとしています。施行期日は令和7年4月1日としています。

次にその下の4番、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務については、ただいま説明した建築物省エネ法における評価方法を準用しています。このため、新たに仕様・計算併用法の手数料を設定するものです。施行期日は令和7年4月1日としています。

次の26ページをお願いします。

表の上側の5番、建築基準法関係事務についてです。①に記載のとおり、今回の建築基準法の改正に伴って、建築確認に際し構造関係などを含む全ての規定の審査が必要となる木造建築物について、現行は3階以上又は500平方メートル以上となっていますが、これが2階以上又は200平方メートル以上に対象が拡大されています。

これは右側の米印の2に記載のとおり、住宅に対して省エネ基準の適合が義務化されたことに伴い、太陽光パネルの設置等が広がることを

想定し、重量物に耐えられるか、これまでより規模が小さい建築物についても審査する必要があることから改正されたものです。

この改正に伴い審査時間が増えるため、国が示した標準審査時間等を基に積算を行い、表に記載している2階建て、150平方メートルの一戸建て住宅の例では、建築確認申請手数料を現行の2万円から3万1千円に増額します。

その下の②については、さきほど建築物省エネ法関係事務で申した仕様基準による省エネ適合判定を行う場合の手数料を設定するものです。その下の③は、完了検査時においても住宅に対して省エネ性能基準検査が必要となったことから、完了検査手数料の加算額を設定するものです。施行期日は令和7年4月1日としています。

最後に表の6番については、租税特別措置法の改正に伴い、特定の民間再開発事業事務手数料を廃止するものです。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

守永委員 こちらで聞くべきものか分かりませんが、25ページに運転免許証なり、一般旅券なりでオンライン申請の部分があるんですけど、このオンライン申請の場合の手数料の徴収の仕方はどうなるのか、分かれば教えてください。

それと26ページで、これも恐らく土木建築部に聞かなければならないと思うのですが、屋根の重量物が増えるということで、何トンまでの基準だったものが、何トンまでに変わったのか、その辺がもし分かれば教えてください。

小野財政課長 まず、オンラインの場合にどうなるのかですけど、すみません、パスポートの方は受取をするときに支払うことになるので、ここは従前と変わらないのだと思います。

申し訳ないですが、オンラインの更新講習のところについては、ちょっと今私のところでは把握していません。

木口電子自治体推進課長 旅券については、今財政課長から説明があったとおり、先にオンラインでクレジットカードの番号等を登録した後に、窓口でクレジットカードを持って行って支

払いをすることになります。

それから運転免許の更新手数料については、まだ具体的方法等について、私の耳に入っていないので、恐らく警察庁からまだ示されていないのだと思います。また示されましたら御説明します。

小野財政課長 それと、重量物が何トンから何トンになるかですけど、すみません、詳細は承知していませんが、規定でいくと3階建てだったものが2階建てになるといった改正なので、恐らく上に何トンとか何キログラムを乗せるからという改正ではないのだと思いますが、また確認したいと思います。

守永委員 すみません、専門的な部分は各部局に聞くべきだったのかもしれませんが、たまたま今回は、ほぼ同時並行に委員会が開催されているので、ここで聞きました。また確認出来たら教えてください。

佐藤委員 すみません、同じくマイナ免許証の関係になりますけれども、今と同じような感じでお答えできないのかもしれませんが。

マイナ免許証でマイナンバーカードのみにしてしまった場合ですね、これまで本人確認を2種類出せといった事例が結構あったと思います。運転免許証にプラスして、マイナンバーカードもしくは社会保険証を出せということがあったと思います。これは今からの運用だと思うんですけど、これ1種類しかなかったらもうそれだけで済むようになるんでしょうか。ここで聞く話ではないかもしれませんが。

木口電子自治体推進課長 マイナンバーカードを使った本人確認については、通常1枚でできて、それは手続きによって違いますが、例えば住所地が分かるようなものを複数枚持つてくるという本人確認の仕方もありますし、それはそれぞれで運用が違いますが、マイナンバーカードの場合は、通常カードを御持参いただければ大体、本人確認ができるようになっています。

麻生委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、全て原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第110号議案当せん金付証票の発売について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第110号議案当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売についてです。資料27ページをお願いします。

資料の右下に、宝くじ制度の概要を記載しているので御覧ください。宝くじは、当せん金付証票法により、都道府県等が公共事業等の費用の財源に充てるために発売することができるものとされています。また、都道府県等ごとの売上額の約4割がその団体の収入となり、令和5年度で申し上げると、本県の宝くじ収入は約29億円になります。

資料の上側を御覧いただくと、今回の議案は令和7年度に本県が他の都道府県等と共同して宝くじを発売するにあたり、当せん金付証票法第4条第1項に基づき、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議決をお願いするものです。

中ほどに表がありますが、令和7年度の発売限度額案については、近年の販売実績を勘案した全国や西日本の宝くじの全体発売計画額をもとに算定しており、令和6年度より1億円少ない112億円としています。これは左下に記載していますが、全国自治宝くじのジャンボくじや西日本宝くじの発売計画額が減額していることによるものです。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第111号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 第111号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について説明します。資料28ページをお願いします。

産業廃棄物税は法定外目的税として、平成17年4月1日から九州一斉に導入していますが、大分県産業廃棄物税条例附則第10項の5年を目途として再検討する旨の規定に基づき、税導入から20年目を迎える本年度、4度目の検討を行ったところです。

1の改正理由にあるとおり、本検討を行った結果、引き続き現行制度のとおり継続することとし、本改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2の改正内容にあるとおり、今回の改正では施行後5年を目途に再検討する規定を、下の新旧対照表に記載のとおり更新することとしています。3の施行期日については、令和7年4月1日としています。

今回の現行制度のまま継続とした検討結果について、概要を説明します。29ページをお願いします。

まず、産業廃棄物税の役割と仕組みは、右側上段にあるように、税を導入することにより排出事業者に対して産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの動機付けを促すとともに、その税収

を再生利用の推進を図るための施策等に活用することで、循環型社会の形成を目指すものです。

資料の中ほど、課税方法については産業廃棄物を排出する事業者を納税義務者とし、最終処分場への搬入は1トン当たり1千円、焼却施設への搬入は1トン当たり800円の税率で課税しています。下段の直近の税収については、ここ数年は3億円台で、また事業等への充当額は4億円前後で推移しています。

30ページをお願いします。

上段の税導入効果の検証については、まず左側、県内における令和4年度の産業廃棄物の排出量、最終処分量はともに税導入前の平成12年度と比較して減少しており、また逆に再生利用量は増加しています。

中ほどの排出事業者への意識調査では95.3%の事業者が取組を進めており、排出抑制やリサイクルの意識が浸透しています。右側、税活用事業の実績としては、令和2年度から6年度までに事業充当額19億5千万円を活用し、排出抑制や再生利用の推進などの使途事業の4本柱を中心に施策を実施しています。

このような状況の中、資料の中段、産業廃棄物を取り巻く環境・今後の課題として、世界の潮流となっている持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を目指すこと、また廃プラスチックの適正処理に向け、さらなる取組が必要であるとしています。

こうした検証や環境・課題を踏まえ、今後の方向性として、税制度では税の賦課による排出抑制等について導入効果があることなどから、現行の制度が妥当であるとし、また税活用事業では、循環経済への移行や廃プラスチックの適正処理をはじめとした施策を推進することが必要であるとしています。

以上のことを踏まえ、現行制度のまま税制を継続すべきとし、今後も社会経済情勢の変化等が想定されることから、改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行い、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であるとしています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 なければ私から1点。排出量が減ると当然、税収もどんどん減っていくというか、効果があればあるほど税収は減っていく。一方で基金の充当額も減ってきているので、これから先の5年はいいいけど、もうちょっと長い目で見たときに、ちょっと心配だなという部分も出てくるのかなと。そのあたりについて考えがありますか。

岩男税務課長 ありがとうございます。

排出量と基金の充当ですけれども、まず排出量自体は減っていますが、最終処分場で最終的に処分することになります。こういった処分業者については、ここ数年は、まだ開発が進むと伺っています。それから、県内の排出量自体は減りますが、県外からも産業廃棄物が大分県に入ってきています。そういったことを踏まえると、まだもう少し量が増える可能性があると思っています。

それから、排出量が減って充当額も減ることが理想です。事業充当に関しては、そういった税収を見ながら額については考えていく必要があると考えています。

麻生委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで循環社会推進課の金並参事は退席とな

ります。

〔金並循環社会推進課参事退席〕

麻生委員長 次に、第112号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

今井市町村振興課長 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について説明します。資料の31ページをお願いします。

今回の大麻取締法の一部改正を受け、事務処理特例条例の別表2に規定する大分市に移譲している保健所関係事務と、それに伴う大分県使用料及び手数料条例について所要の改正を行うものです。

法改正の概要です。第2回定例会でも説明しましたが、日本ではこれまで大麻について食品や衣料品などの製品の原材料としての栽培は認められていました。法改正により大麻草から製造された医薬品の施用が可能となり、製品の原材料として大麻を栽培する者を第1種大麻草採取栽培者、医薬品の原料に特化して栽培する者を第2種大麻草採取栽培者に区分することとなりました。

なお現在、県内で大麻草を栽培している栽培者はいません。そのほか、大麻の適正な管理や乱用防止等の目的から、大麻栽培者が大麻を廃棄や譲渡したり、滅失したりした際に届出する事務が新設されています。

次に、条例改正の内容についてです。①ですが、法改正により新設された廃棄届や譲渡届などの届出を受理し、県へ送付する経由事務を別表第2に追加するとともに、法律から引用している条文の条項ずれに対応した規定の整備を行います。②ですが、使用料及び手数料条例については上の表にあるとおり、さきほど説明した大麻草栽培に係る免許区分が第1種と第2種とされたことに伴い、関係事務の手数料の名称を第1種大麻草採取栽培者に変更するものです。

なお、第2種大麻草採取栽培者については国の免許となるので、直接国の機関で許可をする

こととなります。施行期日は改正法の施行の日である令和7年3月1日としています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、第3回定例会で採択された請願7の処理結果の報告について、執行部の説明を求めます。

木部学事・私学振興課長 委員会資料の32ページをお開きください。

令和6年第3回定例会で採択された、学費と教育条件の公私間格差をなくすために私立高校生の負担の軽減と教育環境の充実を求める請願について、処理結果を報告します。

請願は資料中ほどに記載のあるとおり、全部で三つです。まず、請願項目1の入学補助金制度の創設について説明します。国では、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、高等学校教育費の経済的負担の軽減を図っています。授業料については、就学支援金制度により590万円未満世帯で実質無償化となっており、入学金についても同様に、まずは国において家庭の教育費負担軽減の施策全体の中で検討すべきと考えています。

次に、請願項目3の教育のICT化については、令和6年度から国の補助率2分の1に加えて、県独自に6分の1を上乗せ補助するととも

に、国の補助対象外の100万円以上500万円未満についても県単独の補助対象とするなど、私立学校のICT教育環境の整備を拡充したところ です。

今後とも国に向けて、請願項目2の私立高等学校等経常費助成費等補助の拡充のほか、1人1台端末整備を含めた請願項目3のICT教育環境整備に対する補助の拡充及び請願項目1の家庭の教育費負担軽減について要請していきます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 質疑ではありませんけど、ここに書かれているように、大事な御意見だと思います。1,144人の方の署名を添えていることですし、大事な問題だと思います。

麻生委員長 ほかに質疑もないので、これで請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①の説明をお願いします。

渡辺県有財産経営室長 大分県公共施設等総合管理指針の改定について説明します。資料34ページを御覧ください。

初めに左上(1)現行の指針についてです。本指針は公共施設の老朽化や人口減少の進行といった課題に対応するため、公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針を規定したものです。平成27年から今年度までの10年間の計画として策定しており、今年度で期間が満了するため今回改定を行うものです。

図の右上を御覧ください。本指針の位置付けですが、国が基本計画となるインフラ長寿命化基本計画と記載すべき基本的な指針を示しており、各地方公共団体がそれを踏まえ策定しているものです。

次に、その下の(2)これまでの取組の成果と今後の方針ですが、取組の柱として予防保全

型維持管理による施設の長寿命化や施設総量の縮小を両輪として進めてきたところであり、今後も継続していきたいと考えています。施設の長寿命化の指標として、①資産老朽化比率を掲げています。この数値は減価償却累計額を取得価額で割って算出しています。財政負担を軽減・平準化しながら数値を引き下げたいけるよう、例えば県有建築物は施設を80年程度利用することを目標に、建築後20年、40年、60年の節目で、計画的な予防保全工事を行うなどの取組を行っています。

現行指針では、目標を令和6年度までに59.5%まで引き下げることであり、実績は最新の数値である令和4年度時点で54.5%となっており、目標を達成できる見込みで推移しています。改定案は、この54.5%を起点として、何も対策を行わなかった場合の令和16年度に75.4%まで上昇するところを、71.6%まで引き下げることを目標としています。

また、その下の②県有建築物施設総量の推移ですが、総量縮小については、県有建築物の施設棟数は平成26年度末から令和5年度末までに10.7%減少し3,734棟となっており、改定案は、この棟数を上回ることがないように総量縮小の取組を推進していきます。

続いて、資料の右側(3)改定の骨子案を御覧ください。今年9月に策定した大分県行財政改革推進計画2024を踏まえて改定します。取組の方向性は、県有建築物、公共インフラ施設ともに、①施設の長寿命化や予防保全、②施設総量縮小やインフラストックの適正化を引き続き進めていくとともに、③多様な施策・主体との連携をそれぞれ三つの柱に据え、推進していきます。

具体的には、①から④までの実施方針を記載することとし、特に赤字で記載している⑧から⑫までの5項目については、内容の拡充や新たな取組を記載しています。⑧脱炭素化の推進では、新築や改修時におけるZEB化など、省エネ性能向上の取組、⑨DXの推進では、右の写真にあるレーザーと高解像度カメラを搭載した専用車両によるトンネル点検など新技術の活用、

⑩地域材の利用推進など多様な施策との連携を推進していきます。また、⑪PPP／PFIなど民間活力導入の推進や、⑫市町村との合同点検や研修など、多様な主体との連携を盛り込みます。

最後に一番下の(4)スケジュールですが、この骨子に沿って具体的内容を作成するなど作業を進め、3月の本委員会で素案をお示した後、成案としていく予定です。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 公共建築物、県有建築物の総量を減らしていく計画ですね。私、さっきの企画振興部のところで豊予海峡ルートについての問題を言ったのですが、今からそういう豊予海峡ルートをトンネルだとか、大変大きな橋を造るだとかっていうのは、こういう方向性として矛盾しているなと思います。

一旦造ったら、やはり維持管理が——将来的にもずっとお金がかかって、維持管理も大変になるし、将来の世代に借金を残す。大きな負担をかけるばかりになるのではないかなと思うんですけど、これは意見です。

麻生委員長 はい、意見とのことですね。

ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔総務部退室、議会事務局入室〕

麻生委員長 それでは再開します。

本日は委員外議員として猿渡議員に出席いた

だいています。

これより議会事務局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、議会事務局関係部分について執行部の説明を求めます。

小石議会事務局長 議会事務局の小石です。日頃から、委員の皆様、議員の皆様には大変お世話になっています。着座にて説明します。

第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、議会事務局関係について説明します。資料2ページを御覧ください。

第1款第1項議会費の補正予算額のとおり、議員の期末手当として245万9千円の増額とするものです。これは、一般職員や特別職員の改定状況を踏まえたもので、0.05月分の増額です。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。（「さっき言ったのでいいです」と言う者あり）

麻生委員長 別に質疑もないので、これより、さきほど審査した総務部及び企画振興部関係部分を含めて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これで議会事務局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様は、協議を行うので、このままお

待ちください。

〔委員外議員、議会事務局退室〕

麻生委員長 それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにします。

次に、閉会中の委員会開催についてお諮りします。

本日の委員会でも企画振興部から報告がありましたが、新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略が、次の第1回定例会で上程される予定です。本日以降、パブリックコメントが行われますが、パブリックコメントの意見や各党派説明などで出た意見も含めて検討した、最終的な総合戦略の内容について、集中審査を行いたいと思います。

日程については、事前に委員の皆様にお伺いした来年1月23日木曜日の午前10時から開催したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。